債務 五 債券及び 一公律 しました。 回 阪 回な 寸 神 ** \ 政 高 速 同 \mathcal{O} 速道 日 府 第 道 七 保 府 に路 路 口 債 に号第一 阪 券、 第百二 立 神高 き ろ号特 速道 亚 日 口 いし第十十二別第二十 債 口 七 券 本 高 口 第 百 営 口 な 保 阪 兀 神 高 百七 し第三 速道 +債 口 7 _ 阪 十二回阪 返 路債券に 口 な 高 平 道 第 が係 神 高 五. 債 継いたののと 百五 道 + 第

済の請求をする場合はこの限りでありません。)ので、 責めを負うこととなりました(ただし、国が保有している債券に係る債務について国が弁 人日本高速道路保有・債務返済機構及び阪神高速道路株式会社が連帯して弁済のなお、右記債券に係る債務については、同日以降、同法の規定により、独立行政法 ` お知らせいたします。 立行政法

こととなりますので、 本高速道路保有・債務返済機構及び阪神高速道路株式会社の名義に 今後、右記債券に関する償還公告その他債権者への通知は、 構及び阪神高速道路株式会社の財産について一般担保権を有することとなり、 また、右記債券の債権者は、 お知らせいたします。 独立行政法人日本高速道路保有・ 独立行政法人日 債務返済機 て行われる

今後とも、右記債券の流通に し添えます。 ついての法的措置 は 従 前 0 と お ŋ で す \mathcal{O}

平 成 十七年十 月

東 京 区 西 新 丁 目 六

独 <u>\f</u> 行 法 日 本高 速 道 路 保 有 • 債務 返 済機構

大 理 事 勢 Щ 廣 直

代 阪 表神阪 高府長 速道路 速道 株中式央 長 株 木 会 区 社久 太 郎 町 番三号

几

丁

目

締

役

下

博

夫